

鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の概要

県 土 総 務 課
平成 29 年 3 月 23 日

建設工事の生産性向上と元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図ることによる、担い手確保・育成と建設産業の発展促進に向けて、元請負者及び下請負者が遵守すべき事項を定めた「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」（以下「指針」という。）を制定し、指針の遵守を契約条件として位置づける。

この指針には、重層下請構造の改善を図るための下請次数の制限や、県内業者の受注機会拡大を図るための下請等の県内業者の活用をはじめとして、より一層適正な下請契約に資する事項を盛り込む。

1 対象工事等

- 対象工事 県が発注する全ての建設工事
- 制 定 平成 27 年 3 月 19 日（適用：平成 27 年 4 月 1 日以降に調達公告等を行う工事から）

2 指針のポイント

| 区 分 | 内 容 | 備 考 | |
|--|--|---|---|
| 下請の次数制限 | 建築一式工事（鳥取県の工事発注区分における建築一般に限る。）は 3 次以内、その他工事は 2 次以内 （あらかじめ県の承認を受けた場合は除く。） | H29.10.1 までは従前の次数制限 | |
| 下請の県内業者活用 | 1 次 原則、県内業者（県内本店）に限定 （あらかじめ県の承認を受けた場合は除く。）※ | | |
| | 2 次 原則、県内業者に限定 （あらかじめ県の承認を受けた場合は除く。）※ | | |
| ※あらかじめ承認を受け県外業者（県外本店）とする場合でも、県内に営業所を有し、当該営業所の存する地域の経済振興又は雇用の確保に当たって貢献している者から優先して選定 | | | |
| 適正な下請契約 | 社 元請負者 会 全ての業者が義務（入札参加資格の要件） 保 1 次下請 険 全ての 1 次下請負者の加入が義務 等 2 次以下の下請 加 負人 入 | 全ての 2 次下請負者の加入が義務 *やむを得ず未加入業者と下請契約を締結する場合は、元請負人は「保険未加入者選定報告書」を県へ提出 | H29.10.1 までは加入努力。 元請負人が下請負人を加入指導 |
| | 適正な価格での下請契約の確保 | 少なくとも、該当する県の設計額の直接工事費相当額とこれに必要な法定福利費の額を合算した額を確保するとともに、必要な間接工事費及び企業経営上必要な費用を加えた金額を確保した下請契約の締結に努力 | 下請予定者に対して、書面により標準見積書の提出を依頼 |
| | 建設労働者の適切な賃金水準の確保 | 公共工事設計労務単価を考慮した適切な水準を確保することに努力 | |
| | 県工事の参加全業者に適正化指針の遵守を求める仕組みづくり | 下請に出す際に指針遵守規定を設けることを契約条件とし、県と契約関係のない下請負人にも指針遵守を義務付ける仕組みを構築 | |

3 指針の実効性確保

- 元請負人に対して、下請契約書に「指針の遵守」規定を追加条項として義務づけ、2 次下請以下についても同措置することを契約条件として要請
- 下請注文者（元請負人含む。）は、「下請契約遵守事項報告書」を作成し契約内容等の適否を自ら確認するとともに、施工体制台帳と同時に同報告書を県に提出し、県はこれを確認・指導及び完成検査で評価
- 「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」に基づく現場実態調査時に確認・指導